

# 一般社団法人日本法中毒学会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本法中毒学会と称する。

- 2 この法人は、国際法中毒学会 (The International Association of Forensic Toxicologists: TIAFT) 日本支部を兼ね、英語名を Japanese Association of Forensic Toxicology (JAFT) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 この法人は、会員の研究発表、知識の交換、会員相互間の連絡提携を通じて、法中毒学に関する学術の進歩、普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年会を含む学術集会の開催
- (2) 会誌「Forensic Toxicology」の刊行
- (3) 内外の関連学会との連絡及び協力
- (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同し、所定の手続きをした個人
- (2) 学生会員：この法人の目的に賛同し、所定の手続きをした学生又は大学院生
- (3) 名誉会員：別に定める施行細則により、この法人から名誉会員の称号を贈られた者
- (4) 賛助会員：この法人の目的に賛同し、かつその事業を後援する団体又は個人

(5) 特別賛助会員：この法人の目的に賛同し、かつその事業を特別に後援する団体

2 この法人は、別に定める施行細則により正会員の中から社員総会（評議員会）の議決を経て選出された評議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の正会員、学生会員、賛助会員又は特別賛助会員になろうとする者は、正会員の推薦により、所定の入会申込書に必要事項を記載し、その年度の会費を添えて法人事務局に提出しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、別に定める施行細則により会費を納入しなければならない。

第8条 既納の会費はいかなる理由があっても、これを返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は別に定める退会届を、理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当するとき、社員総会の決議により当該会員を除名することができる。

(1) この法人の名誉及び信用を傷つける行為があったとき

(2) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第11条 会員は次の理由があるときは、その資格を喪失する。

(1) 任意退会の手続が完了したとき

(2) 2年以上会費を滞納したとき

(3) 除名されたとき

(4) 死亡し、又は解散したとき

### 第3章 社員（評議員）

(社員の選出)

第12条 社員は、別に定める施行細則により正会員の中から社員総会の議決を経て選出される。

(社員の任期)

第13条 社員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

## 第4章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(開催・招集)

第15条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2 社員総会は、書面をもって（電磁的方法を含む）、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することを認める場合には2週間前までに発するものとする。

(社員総会議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長又は理事長が指名したものがこれに当たる。

(社員総会の権限)

第17条 社員総会は、一般法人法及びこの定款に規定する次の事項に限り、決議することができる。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認、事業報告及び収支決算の承認
- (2) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 定款の変更
- (5) 法人の解散及び残余財産の処分
- (6) 会員の除名
- (7) その他社員総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会の決議)

第18条 社員総会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決議する。

2 一般法人法第49条第2項の定めによる次の特別決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 法人の解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権行使等)

第19条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

2 社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、一般法人法に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該社員総会において社員から選任された2名以上の出席社員の代表は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

## 第5章 役員及び職員

(役員)

第21条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上20名以内（理事長、副理事長を含む）
- (2) 監事2名

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(理事等の選任)

第22条 この法人の理事は、社員の中から選任する。

- 2 この法人の理事は、社員総会において、別に定める施行細則により推薦され、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数の決議により選任する。
- 3 理事長は理事会の決議により選出し、社員総会の承認を経るものとする。
- 4 副理事長は、理事長が理事の中からこれを指名し、理事会及び社員総会で承認された者とする。
- 5 理事長は必要に応じて社員の中から特任理事を指名できる。特任理事は前条の理事には当たらず、理事長からの要請に基づき理事会に出席し意見を述べることができるが、理事会の議決に加わることはできない。

(理事の任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 特任理事の任期は、選任時の理事長の任期の満了する時までとする。ただし、再任を妨げない。

(理事の職務)

- 第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。
- 2 理事長は法人を代表し、理事会の業務を総理する。
  - 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代行する。

(監事の選任及び任期)

- 第25条 監事は、事前に社員の書面による投票（電磁的方法を含む）によって推薦され、この中から社員総会の決議によって選出する。ただし、理事との兼任は認めない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 なお、その任期中に監事を辞任した場合は、所定の手続きを経て速やかに後任を補充するものとし、その際の任期は、前任者の残存期間とする。

(監事の職務)

第26条 監事はこの法人の会計及び法人業務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は理事会の議決権を有しない。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員（評議員）の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(事務局および職員)

第28条 この法人の事務を処理するために、事務局を設け職員を置くことができる。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

3 職員は、理事長が任免し、有給とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 理事を兼ねていない学術集会会長（年会長）は、原則として理事会に出席し意見を述べる事が出来る。ただし、議決権は有しない。

(権限)

第30条 理事会はこの定款に定めるもののほかに、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 社員総会及び学術集会（年会）の招集に関する事項

(3) 理事長及び副理事長、特任理事、学術集会会長の選定及び解任

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 委員会の設置及び改廃並びにその運営に関する事項

(6) 名誉会員の選任

(7) その他、この法人の定款及び法令で定める事項

(理事会の招集)

第31条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

2 定時理事会は、毎年2回、臨時理事会は必要に応じて、理事長がこれを招集する。

3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

## 第7章 会員集会

(構成)

第34条 会員集会は、この法人の全ての会員で構成される。

(招集)

第35条 会員集会は、毎年1回、学術集会開催時に理事長がこれを招集し、議長は理事長又は理事長が指名したものがこれに当たる。

(権限)

第36条 会員集会は、社員総会で決議した事項の報告を受ける。

## 第8章 学術集会及び委員会

(学術集会)

第37条 この法人は毎年、学術集会を開催し、学術集会会長がこれを主宰する。

2 学術集会会長の選任は理事会にて決議し、社員総会にて承認を受ける。

3 学術集会会長は年会終了後、担当年度の概要と収支決算を理事会、社員総会で報告する。

4 学術集会の運営については、別に定める施行細則に従う。

(委員会の設置)

第38条 この法人は、法人の目的を達成するために下記の常置委員会を置く。  
また、理事長が必要と認めたときは、下記の常置委員会の他に特別委員会を置くことができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 編集委員会
- (3) 顕彰委員会
- (4) 倫理委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 会員活性化委員会

2 常置委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項細則については、理事会の決議を経て別に定める。

第39条 常置委員会の委員長は、理事会において理事の中よりこれを選任する。

2 委員は、正会員の中より委員長がこれを推挙し、理事長がこれを委嘱する。

## 第9章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁)

第41条 この法人の経費は、年会費、各種補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(年会参加費)

第42条 年次の学術集会(年会)の運営費に充てるため、年会参加費を徴収することができる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、各事業年度開始の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

(事業報告及び収支決済)

第44条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を



経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

(剰余金の不分配)

第45条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

## 第10章 定款の変更及び法人の解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総社員の半数以上が出席する社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(法人の解散)

第47条 この法人は、総社員の半数以上が出席する社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 情報公開

(情報公開)

第49条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

2 情報公開等に関する事項は、理事会の決議によるものとする。

(公告)

第50条 この法人の公告は、電子公告とする。

## 附則

(最初の事業年度)

第51条 この法人の最初の事業年度は、法人の成立日から令和3年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第52条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名	住所
石井 晃	愛知県名古屋市
井上 博之	千葉県佐倉市
五十嵐 一雄	兵庫県神戸市

(設立時理事等)

第53条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	石井 晃、井上 博之、石井 祐次、岩田 祐子、片木 宗弘、木下 博之、久保 真一、瀬戸 康雄、地中 啓、奈女良 昭、沼澤 聡、花尻 瑠理、福家 千昭、三木 昭宏、守屋 文夫
設立時代表理事	石井 晃
設立時監事	齋藤 剛、大森 毅

第54条 本定款に定めない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本法中毒学会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和3年3月3日

設立時社員 石井 晃 印

設立時社員 井上 博之 印

設立時社員 五十嵐 一雄 印